白川町告示第３７号

道路運送法第７８条第３項に基づき実施する貨客混載運送について、白川町貨客混載運送約款を次のとおり制定し、令和８年１０月１日から施行する。

令和８年１０月１日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町貨客混載運送約款
別紙のとおり

白川町貨客混載運送約款

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　運送の引受け（第４条－第９条）
第３章　荷物の引渡し（第１０条）
第４章　事故（第１１条－第１３条）
第５章　責任（第１４条－第２３条）

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　この運送約款は、本町が自家用有償旅客運送に使用する車両を用いて、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第７８条第３号に基づく許可を受けて行う貨客混載運送による荷物の運送に適用される。

２　この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習による。

（運送を行う路線又は区域）

第２条　本町が提供する荷物の運送は、道路運送法第７８条第３号の許可を受けた路線又は区域（以下「許可路線・区域」という。）内に限る。

２　本町が、宅配便事業者等と提携して許可路線・区域外を発着する宅配便等を運送する場合は、許可路線・区域内は本町が運送し、許可路線・区域内外を結ぶ運送については提携した宅配便事業者等が行う。

（運送する荷物の範囲及び制限）

第３条　本町が引き受ける荷物は、利用申込みした荷送人の荷物であって、本町が別に行う自家用有償旅客運送の乗車を希望する旅客及び乗車中の旅客の乗車スペース、当該旅客の手荷物の収納スペースが損なわれない範囲の少量の荷物とする。

２　本町が引受ける荷物の規格は、コンテナ（幅６５．０ｃｍ×奥行４４．０ｃｍ×高さ３４．１ｃｍ以内）又は段ボール（３辺合計１４０．０ｃｍ以内）とする。

３　荷物の重量は、前項の規格に適合し、かつ、大人が１人で安全に持ち運び及び移動ができる重量として、１梱包当たり概ね１５キログラムを上限とする。

第２章　運送の引受け

（利用申込み及び受付）

第４条　荷物の運送の申込み（以下「利用申込み」という。）は、本町が運送業務を委託する事業者（以下「受託事業者」という。）において、受託事業者の営業時間内に電話により予約を受け付ける。

２　予約の受付期間は、運送を希望する日の前日午後６時までとする。

３　利用申込みの手続は、必要事項を受託事業者に口頭で申し出ることで、完了したものとし、書面による手続は不要とする。

（申出事項）

第５条　前条第３項の必要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 荷送人の氏名又は名称及び連絡先（電話番号等）

(2) 運送希望日

(3) 荷物の品名及びコンテナ又は段ボールのおおよその使用数
(4) 荷物の集荷場所及び引渡場所
２　荷送人は、荷物の性質上、運送に特別の注意を要する場合は、その内容をあらかじめ申し出るものとする。
（荷造り）
第６条　荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じ、運送中に荷物が破損、汚損、漏出その他の損害を生じないよう、適切に荷造りをしなければならない。
２　荷送人は、本町が指定する容器又は段ボールにより、荷物を梱包するものとする。
３　本町は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行う。
（引受拒絶）
第７条　本町は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがある。
(1) 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
(2) 荷造りが運送に適さないとき。
(3) 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
(4) 第３条に定めるサイズ規格又は重量制限（概ね１５キログラム）を超過しているとき。
(5) 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
(6) 自家用有償旅客運送を希望する旅客及び乗車中の旅客の乗車スペース、当該旅客の手荷物の収納スペースが損なわれるおそれのあるとき。
(7) 荷物が次に掲げるものであるとき。
ア　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
イ　自家用有償旅客運送を希望する旅客及び乗車中の旅客に損害を及ぼすおそれがあるもの
ウ　その他本町が特に定めて表示したもの
(8) 天災その他やむを得ない事由があるとき。
（外装表示）
第８条　荷送人は、荷物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければならない。ただし、本町が必要がないと認めた事項については、この限りでない。
(1) 荷送人の氏名又は名称
(2) 品名
(3) 重量又は個数
(4) その他運送の取扱いに必要な事項
（使用料の収受）
第９条　本町は、車両の出入口において、荷送人から荷物を受け取る時に、使用料を収受する。
２　荷送人は、荷物の積載前に、使用料を現金又はコミュニティバス回数券等により、受託事業者の運転手（以下「運転手」という。）に直接手渡して支払わなければならない。
３　使用料及びその適用方法については、本町の条例等で定める。
第３章　荷物の引渡し
（引渡し及び積卸し実務）

第１０条　次の各号に掲げる実務は、当該各号に定めるとおり行う。

(1) 積込み　運転手は、車両の出入口において、荷送人から荷物を受け取り、車内の積載スペースに格納・固定する。

(2) 引渡し　運転手は、目的地において、車内から荷物を取り出し、荷受人が指定する安全な引渡し位置（乗車口又は車両に隣接する場所等）まで荷物を移動させ、荷受人に直接手渡し、又は指定場所に荷物を置く。

２　前項第２号による荷受人への直接の引渡し、又は指定場所に荷物を置いたことをもって、荷物の引渡しが完了したものとする。

３　前項の引渡し完了後に生じた荷物の滅失、毀損その他の損害については、本町の故意又は重大な過失による場合を除き、本町はその責任を負わない。

第４章　事故

（事故の際の措置）

第１１条　本町は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知する。

２　本町は、荷物に著しい毀損を発見したとき、又は荷物の引渡しが荷物の引渡予定日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求める。

３　本町は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は本町の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をする。

４　本町は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知する。

５　第２項の規定にかかわらず、本町は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがある。

６　本町は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知する。

７　第２項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第３項の規定による処分に要した費用は、荷物の毀損又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは本町の負担とする。

（危険品等の処分）

第１２条　本町は、荷物が第７条第７号ア及びイに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をする。

２　前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とする。

３　本町は、第１項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知する。

（事故証明書の発行）

第１３条　本町は、荷物の滅失に関し証明の請求があったときは、荷物の引渡予定日から１年以内に限り、事故証明書を発行する。

２　本町は、荷物の毀損又は遅延に関し証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日から１４日以内に限り、事故証明書を発行する。

第５章　責任

（責任の始期及び終期）

第１４条　荷物の滅失又は毀損についての本町の責任は、車両の出入口において、荷送人が運転手に荷物を直接手渡し、運転手がこれを受け取ったときに開始し、目的地において、運転

手が荷送人に荷物を直接手渡し、又は指定場所に荷物を置いたときに終了する。

（責任と挙証）

第１５条　本町は、町の職員、受託事業者及び運転手が、荷物の受取（出入口での手渡し時）、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、荷物の滅失、毀損又は遅延について損害賠償の責任を負う。

（免責）

第１６条　本町は、次の事由による荷物の滅失、毀損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負わない。

(1) 荷物の欠陥、自然の消耗

(2) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

(3) 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

(4) 不可抗力による火災

(5) 予見できない異常な交通障害

(6) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災

(7) 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

(8) 荷送人又は荷受人の故意又は過失

（引受制限荷物等に関する特則）

第１７条　第７条第５号に該当する荷物については、本町は、その滅失、毀損又は遅延について損害賠償の責任を負わない。

２　第７条第７号に該当する荷物については、本町がその旨を知らずに運送を引受けた場合は、本町は、荷物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負わない。

３　壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を電話による申込み時に申告せず、かつ、本町がその旨を知らなかった場合は、本町は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失又は毀損について、損害賠償の責任を負わない。

（責任の特別消滅事由）

第１８条　荷物の毀損についての本町の責任は、荷物を引渡した日から１４日以内に通知を発しない限り消滅する。

２　前項の規定は、本町がその損害を知って荷物を引渡した場合には、適用しない。

（損害賠償の額）

第１９条　本町は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格（発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。）又は他の方法により通知した責任限度額（以下「限度額」という。）の範囲内で賠償する。

２　本町は、荷物の毀損による損害については、荷物の価格を基準として毀損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償する。

３　第１項及び前項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、その規定にかかわらず、本町は限度額の範囲内で損害を賠償する。

４　本町は、荷物の遅延による損害については、荷物の引渡しが荷物の引渡予定日まで行われ

なかったことにより生じた財産上の損害を使用料（１梱包１００円）の範囲内で賠償する。

５　荷物の滅失又は毀損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、本町は、第１項、第２項又は第３項の規定及び前項の規定による損害賠償の合計額を限度額の範囲内で賠償する。

６　第１項から前項までの規定にかかわらず、本町の故意又は重大な過失によって荷物の滅失、毀損又は遅延が生じたときは、本町はそれにより生じた一切の損害を賠償する。

（使用料の払戻し等）

第２０条　本町は、本町の責任による事由によって、荷物の滅失又は著しい毀損が生じたときは、使用料を払い戻しする。

（時効）

第２１条　本町の責任は、荷受人が荷物を受け取った日から１年を経過したときは、時効によって消滅する。

２　前項の期間は、荷物が滅失した場合においては、荷物の引渡予定日からこれを起算する。

３　第１項及び前項の規定は、本町がその損害を知っていた場合には、適用しない。

（荷送人の賠償責任）

第２２条　荷送人は、荷物の欠陥又は性質により本町に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければならない。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は本町がこれを知っていたときは、この限りでない。

（宅配便事業者等との提携の際の責任）

第２３条　本町が、宅配便事業者等と提携して宅配便等を運送する場合は、宅配便事業者等が行う運送部分についての責任は、当該事業者の運送約款に定めるところによる。

附　則

この約款は、令和８年１０月１日から施行する。